

企画競争説明書

業務名称：ホンジュラス国首都圏斜面災害対策管理プロジェクト

案件番号：180542

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日（水）

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

（1）業務名称：ホンジュラス国首都圏斜面災害対策管理プロジェクト

（2）業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

（3）適用される契約約款難型：

（○）成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

（○）業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

（4）契約履行期間（予定）：2019年2月中旬～2022年10月中旬

以下の2つの契約期間に分けて契約を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項」も参照してください。

第一期：2018年2月～2020年3月（第一期のパイロット公示完工まで）

第二期：2020年4月～2022年12月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、行実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めず。

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１９日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月２５日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年１月１１日（金） １２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／斜面災害リスク分析
 - b) 地質調査・解析(地すべり)
 - c) 構造物対策(地すべり)

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 21.72 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月30日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加 points *
- ⑤価格点 *
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達 of 適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

13. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：斜面災害対策に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／斜面災害リスク分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：斜面災害対策に関する業務

b) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地質調査・解析(地すべり)】

a) 類似業務の経験：斜面災害に係る地質調査・解析

b) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 構造物対策(地すべり)】

- a) 類似業務の経験：斜面災害に係る構造物対策
- b) 対象国又は同類似地域：ホンジュラス 及び全世界での業務の経験。
- c) 語学力：語学評価せず
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3. プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

(○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年 1月18日(金) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町）本部 会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いたプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

ホンジュラス国首都圏斜面災害対策管理プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／斜面災害リスク分析	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地質調査・解析(地すべり)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 構造物対策(地すべり)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ホンジュラスの首都テグシガルパ市は盆地に発展した都市であり、周囲を傾斜地に囲まれていることから、降雨を誘因とする地すべり災害や豪雨に起因する洪水が発生しやすい地形的特性がある。実際、1998年に発生したハリケーン・ミッチの襲来に伴い、テグシガルパ市の旧市街地を中心に1,000人以上もの死者・行方不明者が発生している。首都圏では人口増加に合わせて集合住宅建設へのニーズは高まっているが、土地利用管理にかかる情報、分析手法、ツール等が十分に整備されていないため、建設サイトのリスク評価が適切に行われていない。また、地方からの流入者の多くは住居地域に限られることから、地すべりや斜面崩壊といった土砂災害の危険性が極めて高い地域に居住せざるを得ず、近年テグシガルパ市で発生した斜面災害の多くが土地の不適切な利用や規制・監視体制の不備などが原因となっている。斜面災害の状況から早急に構造物対策工事が必要な場所もあるが、構造物対策を計画・設計・施工する能力は官民ともに十分ではない。

JICAは開発調査「首都圏洪水・地すべり対策計画調査」(2001年～2002年)を実施し、テグシガルパ市の防災対策マスタープランを策定した。加えて、抑制工(集水井工)を無償資金協力にて実施し2013年10月に完成した。また、シニアボランティア「地質工学」(2011年～2013年)派遣、科学技術研究員派遣「テグシガルパ市首都圏における地滑りに焦点を当てた災害地質学研究」(2011年～2014年)、個別案件(専門家)「首都圏における地すべり対策能力強化支援」(2015年～2016年)等の支援を行ってきた。また、技術協力プロジェクト「中米広域防災能力向上プロジェクト」(2007年～2012年、フェーズ2:2015～2020年)ではコミュニティ防災能力の向上を支援している。

これらの協力を通じ、地すべり発生メカニズムの理解や、地すべりのリスク評価を行う能力が強化された。この成果を踏まえ、地すべり危険地帯と判断された地域のリスクを具体的に削減していくべく、対策工の計画・設計・施工に係る技術協力及び予警報避難に係る技術協力に向けた技プロの要請があった。

かかる状況の中、JICAは、2017年10月に詳細計画策定調査を派遣して要請の背景、内容、ニーズを調査・確認及び本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報収集・分析、想定するプロジェクトの内容・枠組みについて先方政府関係機関との協議、同協議についての協議議事録(M/M)の署名交換を行った。また2018年11月に討議議事録(R/D)署名・交換を行った。

2. プロジェクトの概要

- (1) プロジェクト名
首都圏斜面災害対策管理プロジェクト
- (2) 対象地域
テグシガルパ首都圏
- (3) 上位目標・指標
「首都圏における斜面災害リスク軽減アクションプラン」に基づき、斜面災害リスクに対して必要な対策及び緩和措置が取られるようになる。
【指標】
指標 1： アクションプランに基づき対策工が実施されることにより斜面災害リスクが軽減された住民の数
指標 2： アクションプランに基づき事業完了後 3 年以内に実施された 2 つの斜面災害対策工
指標 3： アクションプランに基づき首都圏の特定集落 (special regime zone) において新たに作られた土地利用規制
- (4) プロジェクト目標・指標
首都圏の斜面災害対策管理の能力が高まる
【指標】
指標 1： 2 つの中小規模斜面災害の構造物対策工について AMDC (首都都庁 : Alcaldía Municipal del Distrito Central) により資金調達がなされ建設される
指標 2： 「首都圏における斜面災害リスク軽減アクションプラン」が策定される
- (5) 期待される成果・指標
成果 1： 斜面災害現象を解明するための詳細調査・解析能力が強化される
【指標】
指標 1： パイロット地区の斜面災害リスクの解明のための詳細調査・解析にかかるレポートが作成される
指標 2 中小規模斜面災害リスク調査・解析マニュアルが作成される
成果 2： 中小規模の斜面災害対策にかかる設計、施工、施工管理、維持管理の能力が強化される
【指標】

- 指標 1： 4つの中小規模斜面災害の構造物対策工が建設される
- 指標 2： 中小規模斜面災害リスク地区における設計・調達・施工・維持管理マニュアルが作成される
- 成果 3： 斜面災害のハザードマップ及びリスクマップの作成能力が強化される

【指標】

- 指標 1： 「斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ」と「マルチハザードマップ」が更新される
- 指標 2： ハザードマップおよびリスクマップ作成マニュアルが作成される
- 成果 4： 斜面災害にかかる土地利用規制の能力が強化される

【指標】

- 指標 1： パイロット特定集落における土地利用規制（案）が作成される
- 指標 2： パイロット特定集落における土地利用規制図（案）が作成される

(6) 活動

- 1.1. 斜面災害の構造物対策実施に向けたパイロット地区を選定する（中小規模地すべり 2 地区、中小規模斜面崩壊/落石 2 地区、大規模地すべり 1 地区、大規模斜面崩壊/落石 1 地区）。
- 1.2. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区の調査計画書を作成する。
- 1.3. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区の地形状況を調査する（地形標高モデル用の空間情報を取得）。
- 1.4. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区の地球物理学的（弾性波探査、電気探査等）と力学的（室内試験等）特徴を調査する。
- 1.5. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区における調査結果を解析し解釈する。
- 1.6. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区および周辺地域の脆弱性を評価する。
- 1.7. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区のリスクを定義しリスク域の特徴を把握する。
- 1.8. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区において、アウトプット 2 で実施する構造物対策の設計方針と必要となる定数を検討する。
- 1.9. 中小規模の斜面災害リスク 4 地区において、発生機構と発生

- プロセスの特徴を系統化する。
- 1.10. 活動 1.1 で選定した大規模の斜面災害リスク 2 地区において、将来的なプロジェクト実施に向けた事業計画書を作成する。
 - 1.11. 活動 1.1-1.9 に基づいて、中小規模斜面災害リスク調査・解析マニュアルを作成する。
 - 1.12. 作成したマニュアルの普及を目的とし、トレーニング、セミナー、会議を実施する。
 - 1.13. 優先地域において斜面災害リスク軽減アクションプランを作成する。
-
- 2.1. アウトプット 1 の情報に基づいて、中小規模の斜面災害リスク 4 地区で構造物対策工を設計する。
 - 2.2. 様々な斜面災害における構造物対策工法の適用可能性について考察する。
 - 2.3. 環境・社会影響評価を実施する。
 - 2.4. 首都都庁が実施する中小規模の斜面災害リスク 2 地区の構造物対策に係る予算を準備する。
 - 2.5. 入札図書（技術仕様書、計算書、見積書、必要資機材・予算）を準備する。
 - 2.6. 入札を実施し現地再委託先を選定する。
 - 2.7. 構造物対策工の実施に向けて、選定された現地再委託先と契約する。
 - 2.8. 構造物対策工を施工し施工管理を行う。
 - 2.9. モニタリング計画と維持管理計画を作成する。
 - 2.10. 構造物対策工のモニタリングと維持管理を実施する。
 - 2.11. 活動 2.1 - 2.10 に基づいて、中小規模斜面災害リスク地区における設計・調達・施工・維持管理マニュアルを作成する。
 - 2.12. プロジェクトで作成したマニュアルの普及を目的として、トレーニング、セミナー、会議を実施する。
 - 2.13. 優先地域において斜面災害リスク軽減アクションプランを作成する。
-
- 3.1. 斜面災害リスクに係る地図と情報をレビューする。
 - 3.2. 「斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ」と「マルチハザードマップ」の更新に向けたパイロット地域を選定

- する。
- 3.3. 現場用の簡易ハザード・リスク評価チェック表を作成し、簡易ハザード・リスク評価法を考案する。
 - 3.4. パイロット地域においてチェック表により斜面災害状況を調査する。
 - 3.5. パイロット地域における既往の空間情報を収集する。
 - 3.6. パイロット地域において空間情報を解析する。
 - 3.7. 活動 3.4 の現地調査結果と活動 3.6 の空間情報解析結果を解釈する。
 - 3.8. パイロット地域において斜面災害のハザードとリスクをランク付けする。
 - 3.9. 首都圏リスク情報統合システム SIMRET の高度化に向け、活動 3.8 のランク付けにより「斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ」と「マルチハザードマップ」を更新する。
 - 3.10. 活動 3.1 - 3.9 に基づいて、ハザードマップおよびリスクマップ作成マニュアルを作成する。
 - 3.11. プロジェクトで作成したマニュアルの普及を目的として、トレーニング、セミナー、会議を実施する。
 - 3.12. 優先地域において斜面災害リスク軽減アクションプランを作成する。
-
- 4.1. 土地利用規制に係る現状の方法と情報をレビューする。
 - 4.2. 特定集落における斜面災害リスクに係る土地利用規制実施に向けた作業手順を整理する。
 - 4.3. 土地利用規制を設定するパイロット特定集落を選定する。
 - 4.4. アウトプット 3 の結果に基づいて、パイロット特定集落における土地利用規制の説明用技術資料を作成する。
 - 4.5. パイロット特定集落における土地利用規制（案）の内容を立案する。
 - 4.6. パイロット特定集落において規制区域を図示した土地利用規制図（案）を作成する。
 - 4.7. 土地利用規制（案）および土地利用規制図（案）を首都都庁の条例承認機関（Municipal Corporation）に提出する。
 - 4.8. 活動 4.1 - 4.6 に基づいて、斜面災害土地利用規制マニュアルを作成する。
 - 4.9. プロジェクトで作成したマニュアルの普及を目的として、ト

レーニング、セミナー、会議を実施する。

- 4.10. 優先地域において斜面災害リスク軽減アクションプランを作成する。

(7) カウンターパート (C/P)

- ・プロジェクト・ディレクター テグシガルパ市市長
- ・プロジェクト・マネージャー AMDC総合災害対策ユニット部長 (UMGIR :
Unidad Municipal de Gestión Integral de Riesgo)
- ・C/P : 首都都庁 AMDC: Alcaldía Municipal del Distrito
Central)
国家災害対策委員会 COPECO: Comité Permanente de
Contingencias)
ホンジュラス国立自治大学 UNAH : Universidad Nacional Autónoma
de Honduras

(8) 合同調整委員会(Joint Coordination Committee: JCC)

JCCの体制はR/DのAnnex 5に記載の通り、AMDC市長が議長となる。C/P以外のメンバーとしては、国際協力省(Secretary for Foreign Affairs and International Cooperation)をオブザーバーとして置き、その他双方が必要と判断した者が参加する。

3. 業務の目的

本事業はR/Dに基づき、テグシガルパ首都圏の①斜面災害現象を解明するための詳細調査・解析、②中小規模の斜面災害対策事業の設計、施工、施工管理、維持管理、③斜面災害のハザードマップ及びリスクマップの作成、④斜面災害対策のための土地利用規制、にかかる能力強化を行うことにより、斜面災害対策管理能力の向上を図り、もってテグシガルパ首都圏の斜面災害リスクの軽減に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、討議議事録 (R/D) 及び協議議事録 (M/M) に基づき実施されるプロジェクトの全てであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 安全管理

ホンジュラス全般の安全対策に加え、特に C/P の一つである UNAH（ホンジュラス国立自治大学：Universidad Nacional Autónoma de Honduras）においては、学生運動が活発化し大学が封鎖される等の事案が過去に発生している。①UNAH 近辺の情勢については C/P を含む複数の情報源からの情報収集を綿密に行うこと、②プロジェクト関係者間の安全管理、事務所との連絡を密にすること、③業務を優先した無理な行動をせず必要に応じ柔軟な行程変更をすること及び突発的な立入規制等を見越した活動計画の代替案を準備すること、を徹底すること。現場踏査の際には UMGIR が警察警護を手配する（警備員費用は見積もりに計上しない）ため、無理のない行程準備を行うこと。

(2) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の 2 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第一期：2018 年 2 月～2020 年 3 月（第一期のパイロット工事完了まで）
- ・第二期：2020 年 4 月～2022 年 12 月

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無について JICA とコンサルタントで協議した上で JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

(3) 既往プロジェクトの成果の最大限の活用

既往案件「首都圏における地すべり対策能力強化支援」で以下のマニュアル、提言集を作成している。またモニタリング機材等も設置している。

- ・ UNAH の地質学研究組織設立計画提言レポート
- ・ テグシガルパ市地すべり対策実施体制構築提言レポート
- ・ 地すべり研究組織体制構築提言レポート
- ・ AMDC と UNAH の地すべり対策連携体制構築に関する提言レポート
- ・ 地すべり対策工・モニタリング施設運用・維持管理マニュアル

本案件では上記既往案件の成果品を基に、ホンジュラス国内で構造物対策を進め、斜面災害に係るリスクを削減していくための支援を行う。既往案件での技術協力成果を踏まえ、ホンジュラスが自律的・持続的に斜面災害対策を業務遂行すべく、リスク削減への理解促進とホンジュラス側のオーナーシップ醸成に努めること。技術協力にあたっては技術資料等を準備してホンジュラスに提示することとし、現地踏査や質疑応答を通じて加筆修正しマニュアル等にとりまとめること。

(4) 実施体制の強化

本プロジェクトには多くの機関・部局が関わっており、AMDC の UMGIR（総合災害対策ユニット：Unidad Municipal de Gestión Integral de Riesgo）が全体調整の役割を担っているが、UMGIR は 2014 年に設立されたばかりの比較的新しい組織である。UMGIR の所掌業務は、防災関連機関・部局との調整や災害対策の一元的な管理などであるが、中央機関であり強力な権限を有する COPECO（国家災害対策委員会：Comité Permanente de Contingencias）との調整には懸念が残る。本プロジェクトの実施を通じて他機関との調整等、所掌業務そのものの実践の場を提供し、関係機関からの理解や支持を得つつ、今後の業務遂行能力が向上できることが望まれることから、専門家が UMGIR を側面支援することが強く望まれる。

組織としての歴史が浅く経験も少ない UMGIR がプロジェクト終了後も斜面災害対策事業を継続的に実施するためには、プロジェクトの成果の一つである「斜面災害リスク軽減アクションプラン」の実施が非常に重要となる。4 年弱の協力期間中で UMGIR の能力向上度合いを見極めながら、実効性のあるアクションプランを UMGIR と共同で作成していくこと。

(5) 各成果のバランス

本プロジェクトは成果 1 の結果に基づき成果 2（斜面災害対策工）を実施する。具体的なリスクの削減を行う成果 2 に協力の重心を置くこと。既往案件において、空中写真を用いた地すべり地形の判読などを行っていたことから、当時からの C/P である AMDC や UNAH にとって成果 1 は活動内容・達成すべき成果ともに理解している一方で、成果 2 の活動内容については成果 1 に比して知見や理解が十分ではないと考えられる。成果 1 についても知識の復習、独自活動の進捗確認、課題の抽出及びフォローアップを行うが、慣れている成果 1 の反復に時間をかけ過ぎて相対的に成果 2 以降の活動が疎かにならないよう、活動計画を綿密に立案し、C/P の理解を得ること。

(6) パイロット工事

ア) パイロット工事の目的と概要

本プロジェクトでは 4 地区で中小規模対策工の試験施工を想定している。まず、第一期に 2 地区（地すべり、斜面崩壊各 1 地区）について JICA が事業費を支出することとしており（各 2～3 千万円を想定、計約 5 千万円）、残りの 2 地区（地すべり、斜面崩壊各 1 地区）は第二期にホン

ジュラス側が予算確保をして実施することとしている。パイロット工事を実施するサイトについては、以下ウ)の通りプロジェクト開始直後に地区選定を行うこととしている。

AMDC は、一連の試験施工の経験を蓄積し有効に活用することで、プロジェクト終了後も対策工を持続的に他地区に展開したい意向が非常に強い。UMGIR が、対策工の計画立案から完工、維持管理までの一連の作業を事業全体として監理する能力が身につくよう、OJT を通じた技術協力には工夫が求められる。パイロット工事のスケジュール管理と OJT による技術協力のバランスを確保した上でのパイロット工事の進め方について、プロポーザルにて提案すること。

パイロット工事の実施にあたっては、日本における「河川砂防技術基準」「地すべり防災技術指針」等の資料及び諸外国のガイドライン等を参照し、ホンジュラス国内の実情に即して現地で入手可能な材料や施工機械、予算等を採用すること。サイトおよび工法の選定結果について、JICA の事前承認を受けた後に実施に移ること。

イ) 工法

試験施工で採用する工法は、当該地区でしか適用できない特殊なものではなく現地の材料や業者の能力で対応可能で汎用性及び再現性が高い典型的な工法である必要がある。中小規模の対策工として、地すべり対策工では①地表水排水工、②横ボーリング等による地下水排水工、③押し盛り土工、④切土工等の実施が考えられる。また、斜面崩壊対策工では①擁壁工、②落石防止工（柵）等の実施が考えられる。対策工の実施にあたっては、4 つのパイロットサイトにおいて、それぞれ異なった工法を実施し、工法ごとの特徴・効果や留意点の違いが理解できるよう、サイト選定時に配慮する。地すべり、斜面崩壊の危険区域にはすでに周辺に住宅があるところも多いので、施工時等のこれら既存住居への影響などにも配慮して、パイロットエリア、対策工法の選定を行うこと。

ウ) サイト選定の考え方

パイロットサイトの選定基準はプロジェクト開始後に最終決定することとしているが、詳細計画策定調査時点で合意された項目は以下の通り。

- ① 中小規模の構造物対策であること
- ② 既往案件との関係、継続性があること
- ③ 安全対策を講じれば日本人専門家が現地踏査可能であること
- ④ 対策工事を行う緊急性があること

特に②に関しては、「首都圏における地すべり対策能力強化支援」では、Nueva Santa Rosa 地区と El Eden 地区を対象としており、基本情報が

充実し C/P も両地区の地形・地質的特性を理解している。これらの地区が本プロジェクトの対象地区に選定されることが望ましい。

これら条件に、⑤として「環境社会配慮措置を要さないサイト・工法である」を加え、パイロット事業サイト選定基準の JICA 提示原案とする。⑤についてはプロジェクト開始後にホンジュラス側に了解を得ることとする。現時点で想定される追加項目があればプロポーザルで提案すること。

エ) パイロット工事に係る費用の扱い

パイロット事業に係る費用に関し、工事費は本プロポーザルの見積もりには含めず、サイトおよび工法の選定後に、事業計画の CP 側における承認、概算事業費の算定と JICA 及び CP の了解がなされた後に増額契約変更する。ただしパイロット事業期間を通じてパイロット事業の実施・監理に関わる団員を配置し、費用を見積もりに含めること。

(7) 大規模対策工事の取り扱い

本プロジェクトの対象ではない大規模な対策工事については、AMDC は、本プロジェクトと別に、同要請書（案）に基づき、他ドナーに対して資金援助・技術支援にかかる働きかけを行う予定。本プロジェクトでは他ドナーに向けた斜面災害対策工に関する支援要請書（案）（実施設計調査に係る技術支援の要請書程度を想定）の作成支援を行う。コンサルタントは AMDC がリスク評価及び構造物対策の概略検討等が独自に行えるよう、技術支援を行う。

(8) 土地利用規制に係る情報提供

詳細計画策定調査では非構造物対策の重要性が改めて認識された。例えば AMDC の説明によれば、AMDC が地すべり危険区域内の地権者に対して別地区の移転用地を提供したものの、危険区域内の登記簿上の名義が変更されなかったために危険区域内に再び住むようになるケースや、危険区域内の土地・建物を外部からの転入者に賃貸しているケースもあるとのことであった。ホンジュラスにおいては、住宅等開発の規制（許可制）、個別に危険区域に住居を移転してくる場合の規制、すでに危険区域に存在する住居の構造に関する基準・規制、住居の移転などの対策が必要になると想定される。土地利用規制の検討においては、ホンジュラスにおける制度等の現状、これまでの経緯を十分踏まえた上で検討する必要がある。

日本の土砂災害防止法でとられている対策としては、ハザードマップの作成を含む避難警戒体制の整備、住宅地分譲などの開発行為の許可制（基

準に沿った開発行為の実施)、建築物の構造規制(必要な建築物の耐力を有することなど)、建築物の移転等の勧告などがあげられる。日本の制度をそのまま適用できるわけではないが、日本の行政経験や知見を生かすことも十分可能であると考えられることから、本邦研修等により、実際に土砂災害防止法を運用・実践している日本の国、都道府県の行政職員が有する知見の共有は有効と考える。日本の事例を参考情報として提供すること。

なお本プロジェクトでは、当該地区でのゾーニングを含む土地利用規制案の作成と AMDC の Municipal Corporation への承認申請までを活動の範囲としており、規制案に基づく住民説明や規制案の公式承認等、実際の運用に向けての活動は C/P が独自に行う活動とし、本件プロジェクトのスコープ外と整理した。

上記を踏まえ、ホンジュラスに参考となると考えられる土地利用規制にかかる日本の事例をプロポーザルにて提案すること。

(9) 社会特性の考慮

AMDC は、住民がすでに居住し住宅が密集しているような地区を対象とした土地利用規制を本プロジェクト内で検討することを要望している。一方、すでに居住者がいる地区では各地区固有の過去の経緯・経過や利害関係が存在するため、本プロジェクトの対象とする場合には科学的データに基づくリスク評価(成果3)の結果だけではなく、当該地区の社会的特性を十分に把握した上でこれを考慮する必要がある。

住民とのコミュニケーションがスペイン語に限られることやホンジュラスの社会・文化的側面に一定程度の理解が必要であることを考えると、日本人専門家単独で業務を遂行することは難しい。そのため補助員等として現地リソースを確保して、現地情報を収集することが望ましい。候補先としては大学の研究者、NGO などが想定される。また、各地区には CODEM (首都圏防災委員会 : Comité de Emergencia Municipal) 傘下の CODEL (地区防災委員会 : Comité de Emergencia Local) が設置されており、地区住民でもある委員長はステークホルダーであるとともに、当該地区の社会的特性を把握する上での重要なリソースパーソンの一人である。

現時点で想定できる人材等があればプロポーザルに記載すること。あるいは現地調査の進め方について現地人材に求められる知見についてプロポーザルにて提案し、プロジェクト開始後に C/P の支援も受けつつ人材を確保することとする。

(10) 地形測量方法

詳細計画策定調査時に、ホンジュラス側から地形測量実施のための高解像画像撮影用無人航空装置（以下、「ドローン」）の機材供与の要請及び関連する技術指導の要請があった。

本来構造物の設計・施工を行う場合は、精度の高い測量を基に実施することが基本であるが、「ドローン」による測量精度は誤差±5cm程度あり、通常の測量による誤差（1、2mm程度）よりもかなり大きい。

一方、ホンジュラス側の説明によると、地すべり地域の多くでは治安上問題のある地域が多く、そのような箇所で地形測量を行う場合は、測量実施者の安全の確保が必要であること、また測量を実施する際は、セキュリティガードをつけて実施することが必要となり、そのための経費もかかることのであった。本技術プロジェクトで実施するパイロットサイトだけでなく、プロジェクト終了後もホ国側で継続的に地すべり・斜面崩壊対策工を実施していくことを考えると、ドローンによる測量の有効活用も検討の余地はあると考える。

協議の結果、ドローン機材はAMDCで購入を行い、日本側はドローンによる測量実施、分析にかかる技術指導を行う（活動の1.3や2.1を想定）ことで調整した。「ドローン」などの最新技術を用いた手法に安易に頼り、設計・施工における測量の基本を軽視することがないように、構造物の設計・施工においては精度の高い測量結果を用いることを基本とするという考えを強調しながら、ドローンによる地形測量の長所を活かす業務フローを検討し技術指導を行うこと。具体的な内容をプロポーザルにて提案すること。

(11) 環境社会配慮

本件プロジェクトでは環境社会影響がほとんどないものをパイロット事業として実施することとし、環境カテゴリをCとしている。パイロット工事の実施サイト選定にあたっては、「保護区に立地しない」「生態学的に重要な生息地でない」「非自発的住民移転が生じない」を含めることにより、パイロット事業が環境社会的な悪影響を生じさせないようにクライテリアを選定すること。また、パイロット工事期間中に工事現場からの流出土、未処理の排水、工事廃棄物発生、騒音、交通規制等により、発生しうる一時的・小規模な環境社会的な悪影響につき、可能な限りの軽減策を含めること。

(12) JICA 他事業及び他援助機関との連携及び周辺地域への発信

JICA が実施中の「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ 2（BOSAI2）」（2015年7月～2020年6月）では、中米6カ国が災害に強

い社会を築くことを目的として 1993 年に設立された中米防災センターの能力強化を行い、コミュニティ防災の持続的な普及体制の強化などを支援すると共に各国の経験を中米域内で共有できる体制の構築を支援している。ホンジュラスにおいては主に洪水対策を対象災害としており、斜面对策については住民の避難訓練、住民による変位モニタリング（クラック計測、抜き板計測、壁の亀裂計測など）、簡易な雨量計による雨量モニタリングの支援を行っている。その他 USAID 等も予警報の活動を多く行っていることから、本件プロジェクトからは予警報の項目は外している。本件プロジェクトで得られる成果については BOSAI2 プロジェクトに適宜情報提供を行い、BOSAI2 が実施しているコミュニティ防災活動にて適切に活用されるよう働きかけを行うこと。

また、ホンジュラスへの技術協力に留まらず、周辺国にも本件プロジェクトで作成したマニュアルや得られた知見が共有され、周辺国でも同様の構造物対策によるリスク削減が促進されるよう、中米防災センターを通じた情報発信に取り組むこと。中米防災センターを通じた周辺国への情報発信について具体的な内容をプロポーザルにて提案すること。

本件プロジェクトでは、他ドナーからの支援を前提に大規模な斜面災害対策工に関する要請書（案）を作成することとしている。ホンジュラスにおいて防災分野の支援を行うことについて、米州開発銀行（IDB）等の関心が高いことは確認できたものの、具体的な支援可能内容については意見交換出来ていない。AMDC は、本格プロジェクト完了後、同要請書（案）に基づき、他ドナーに対して資金援助にかかる働きかけを行っていく。本件プロジェクトで対応できない予算規模の活動については積極的に他ドナーの資金を活用すべく、AMDC がドナーに対し行う情報発信を支援すること。現時点で想定しうる資金ソースや連携模索方法、日本人専門家の活動案についてプロポーザルにて提案すること。

(13) 首都圏リスク情報統合システム SIMRET への情報の統合

AMDC では部署ごとに防災や環境、土地利用などの調査や評価を実施し、それぞれの部署が独自にその成果を管理していたが、他部署の情報が共有されていない等の理由から、調査結果や評価結果を十分に活用できていないことが大きな課題であった。特に空間情報データについては、政策や計画に検討に向けて、情報の共有・統合が必要不可欠である指摘され続けていた。そのような経緯のもと、AMDC は各部署が独自に所有する空間情報データとそれに関わる属性データを一元管理すべく、GIS を使った首都圏リスク情報統合システム（Sistema de Información Municipal sobre

Riesgos y Estudios Territoriales : SIMRET) を構築した。SIMRET は、主として UNDP の財政支援を受けて構築され、UNDP が提供する GIS Cloud を利用している。また、UNDP のほか、IDB、Adaptation Fund、GOAL、JICA から財政支援・技術支援を受けている。JICA は、「斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ」の作成を支援し SIMRET に提供した。SIMRET のシステム構築およびデータ更新は、外部の民間会社に委託しており、2016 年 3 月より一般公開している (<https://amdc.giscloud.com/>)。

本件プロジェクトで収集したデータも原則 SIMRET に格納することとする。また SIMRET のデータがより災害情報整理や防災管理における行政の実務で活用されるよう、関係機関とのリアルタイムでのデータ共有や情報発信等につき可能な範囲で助言を行う。

(14) 年間の事業サイクルを念頭に置いた技術協力計画の策定

ホンジュラスは毎年 5 月から 10 月頃が雨期であり斜面災害が多く発生する。UMGIR の年間事業サイクルとしては雨期に重点的に緊急対応を行い、そのほかの時期に前雨期に破損した対策工の修復や維持管理、次雨期に備えた危険地域の抽出及び対策工事の計画・実施を行うこととなる。またホンジュラスの会計年度(1月~12月)も考慮し、11月から翌7月頃までに次年度事業の予算要求を行うことが求められている。ホンジュラス側が計画的に斜面災害対策を続けていけるよう、年間事業サイクルを念頭に置いて技術協力、マニュアル整備・改訂、関係機関との連携体制の強化支援を計画し、プロポーザルにて提案すること。

(15) 広報効果

防災分野の協力において住民の生命を守るという成果を達成するためには、モニタリングやハザードの分析のみならず、警報発令や避難、開発規制の遵守等、住民に対する啓発や、住民への警報伝達を担う諸機関を含めた活動が重要である。よって、プロジェクトのあらゆる機会を捉えて、広報を行っていくことが重要であると考えられ、ひいては我が国の支援をホンジュラス国民に周知することにもつながる。セミナーやワークショップのほか、例えば対策工竣工などの機会を捉えて広報・啓発活動を行うなど工夫すること。

(16) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスであ

る。コンサルタントは、事業成果の発現に向け、先方実施機関、JICA と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本であり、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織内で共有することが求められる。

また、ハリケーン等による災害が発生すると、ホンジュラス側 C/P は緊急対応のためプロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災関係機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得た上で、ホンジュラスにおける災害対応上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させること。

これらを踏まえ、コンサルタントはプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、ホンジュラス住民の安全確保に向けて、必要に応じプロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言について遅延なく検討し、必要な措置（C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

② Monitoring Sheet の活用

本プロジェクトでは、プロジェクト進捗管理のツールとして Monitoring Sheet（下記「7. 報告書等参照」）を作成する。プロジェクト開始後、コンサルタントは 6 か月ごとにホンジュラス側と協働で Monitoring Sheet を作成し、JICA ホンジュラス事務所に提出する。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

③ 合同調整委員会の実施

本プロジェクトでは合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という。）を、少なくとも 1 年に 1 回は実施することとなっている。

（本プロジェクトにおける JCC の詳細は R/D を参照）。JCC では日本・ホンジュラス双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場とし、上記②Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用する。これにより、JCC を係る定期報告のタイミングと併せて実施することで、事業進捗に合わせ成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議の機会とする。また、JCC の準備に際しては、コンサルタントは、そ

の基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で直営専門家と協力し合いながら、現地活動において必要な準備を行うものとする。JCCにはJICA ホンジュラス事務所が参加するため、可能な限り前広に日程調整を行うこと。

④ 日常的モニタリングの実施、各種調査への協力

事業実施中の日常的な進捗確認はコンサルタントがホンジュラス側関係者と一緒に議論し、必要に応じてJICAへ報告、相談を行う。JICAはプロジェクトの計画の見直しが必要な場合や実施運営上の問題が発生している場合に、適宜運営指導調査を行う。調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

⑤ 設定指標の確認、現状分析

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するために設定されている指標の再確認を含め、C/P各機関の現状分析をプロジェクト開始後1か月以内に実施する。また、具体的な指標の入手方法についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

(17) 仙台防災枠組への貢献

2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において採択された『仙台防災枠組2015-2030』について、ホンジュラスは国家災害対策委員会(OPECO)を中心に同枠組の実現を目指している。本事業は、斜面災害リスクの解析・分析の能力強化を通じて、同枠組の優先行動で挙げられた優先事項1「災害リスクの理解」を、また、土地利用規制の開発を支援することを通じての優先事項2「災害リスク管理のための災害リスクガバナンス」を、さらに、構造物の建設を通じて優先事項3「強靱化に向けた防災への投資」を支援する予定である。本事業がホンジュラスの『仙台防災枠組2015-2030』への取り組み成果として評価・報告されるよう、COPECOへの情報提供に係る実務の支援を行うこと。

(18) SDGs等への貢献

本件はSDGsのうち特に① 貧困撲滅、⑪ 都市・居住、⑬ 気候変動に貢献することを確認済である。SDGsへの取り組みはAMDC自身関心が高いため、本件協力による効果が具体的に示せるよう、AMDCによるデータ収集及び国際協力省への報告を支援すること。

(19) ジェンダーへの配慮

過去の災害事例より導き出された教訓として、災害リスク、被災パターン、被害内容、被災後の影響等は、男女間（及びコミュニティ内の構成員間）で異なることが多く、また救援サービスも男女で異なることから、防災におけるジェンダー視点の重要性が認識されている。ホンジュラス側が事業を実施する際には、全ての段階で男女の参加を確保し、双方の意見が計画・実施・モニタリング・評価の各段階に十分に反映されるよう、現状を確認した上で必要に応じ実務手順書に盛り込んで改訂すること。

(20) 国内会議及び現地会議

コンサルタントは、本案件に関連し開催される以下の国内会議及び現地会議の開催、会議資料及び議事録の作成、提出を JICA によるそれぞれの内容確認の上、行うものとする。

- ① 本邦及び現地におけるワークプランの説明・協議
- ② 中間時点の進捗報告書に基づく進捗報告ならびに今後の実施方針・計画の検討
- ③ 業務完了報告書に基づく JICA 地球環境部への報告

6. 業務の内容

ホンジュラス側と合意した PDM に沿って、想定する業務内容を次のとおり記載する。第一期、第二期の具体的な活動内容をプロポーザルにて提案すること。

(1) 既存資料・情報の収集・整理及び検討

既往案件報告書を含む関連資料等の内容を分析すると共に、現地活動での作業内容、重点項目を把握する。また、必要となるデータ類等を整理し、現地で追加収集する必要があるものを抽出する。その上で、プロジェクトの基本方針、活動内容、実施体制、工程及び現地活動における作業計画・手法の詳細を検討する。

(2) 業務計画書及びワークプラン（Work Plan、以下「W/P」とする）案の作成

「7. 成果品等」に従い、プロジェクトの基本方針、活動内容、実施体制、工程、および現地活動における活動計画、手法を明示した業務計画書及び W/P 案を取りまとめる。W/P 案の作成プロセスを通じて C/P のオーナーシップを醸成していくには、共同作業で記入していくこととし、日本人コン

サルタントが全て決定して作業することがないよう留意する。協議を通じて最終的には W/P 案は可能な限り具体的かつ詳細な記述を行い、C/P が果たす役割や業務量等を記載し、C/P 側が具体的にイメージを持つことが出来るよう工夫する。さらに案件の実施を通じてホンジュラス側に技術協力を行う分野、項目、内容、方法、期間について取りまとめた技術協力計画を作成する。

また、和文及び英文にて、プロジェクトの概要を対外的に伝える資料（プロジェクトブリーフノート）を作成する。仕様は以下の通り。

＜プロジェクトブリーフノート仕様＞

プロジェクト期間の活動の進捗状況に沿って作成する。プロジェクト終了時のものは先方政府ならびに JCC への説明及び内容に関する協議を行い、協議結果を踏まえプロジェクトブリーフノートを修正する。なお、プロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は以下の通りとする。

(ア) プロジェクトブリーフノートの基本コンセプト

- ・ プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓）。
- ・ プロジェクトの最初から業務完了報告書（第 1 年次）及び業務進捗報告書作成時に内容を更新し、プロジェクト終了時は最終結果までを含むようにする。
- ・ 図表を多く取り入れて分かりやすくする。
- ・ カラーにして見た目にも美しくする。
- ・ 日本語、英語の両方で作成。

(イ) 和文・英文共に A4 版 8 枚程度とし、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。

(ウ) 項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の 4 段落の構成とする（最後にプロジェクト実施期間を明記）。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。1 ページ目はタイトル（タイトルの左下に JICA のロゴ）、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は 2 段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、タイトル上の「プロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。4 段落それぞれの項目のタイトル

は MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は MS 明朝で大きさは 10.5、日本語本文中の英語は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、「PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。

- (エ) その他、詳細に関しては特に規定しない。
- (オ) 「プロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図等を利用してプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する（詳細は自由）。

(3) W/P 案の提出・説明・協議

W/P 案をホンジュラス側に提示し、説明・協議・適宜共同で追記作業を行い、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程、対象区域及び現地活動における作業計画、手法、ホンジュラス側便宜供与、C/P 技術者の配置、JCC 設置状況等（特に詳細計画策定調査時や R/D 締結時に双方確認した事項）について、現地にて確認し必要事項につき合意を得る。

W/P 案説明に際しては、パソコンや視聴覚教材を活用する等、図表を主体にした簡潔かつ明瞭なプレゼンテーションを行い、関係者の十分な理解を形成するよう工夫すること。また、協議結果は議事録として取りまとめること（以降の説明、協議においても同様）。

(4) ベースライン調査の実施

本プロジェクトに関するすべての活動の基礎情報となるベースライン調査を実施する。加えて C/P 職員のキャパシティアセスメントを実施する。キャパシティアセスメントの対象とする範囲・確認項目、手法についてプロポーザルにて提案すること。各 C/P のカルテを作成し、本プロジェクトを通じた C/P の能力向上の度合いの把握に役立てる。

調査終了後、結果を JICA に報告すると共に、「2. プロジェクトの概要」に記載したとおり PDM の指標を、プロジェクト開始後 3 か月以内を目安に決定する。

<成果1に関する業務>

(5) 現地予備調査及びパイロット地区の選定(活動 1.1)

C/P と共に現地踏査等の予備調査を実施し、概況を把握する。概況の把握にあたっては、C/P と共に調査票を作成し、記入する。また、土砂災害の規模（大きさ、深度）、発生機構及び運動機構の予察を行うとともに、被害区域を想定する。既存のモニタリング機材や施工済対策工（日本以外が実施したものも含む）の現況調査（効果及び維持管理状況等）を行い、当初計画の妥当性や実施上の課題等を抽出する。併せて斜面災害の構造物対策実施に向けたパイロット地区を選定する（中小規模地すべり 2 地区、中小規模斜面崩壊/落石 2 地区、大規模地すべり 1 地区、大規模斜面崩壊/落石 1 地区）。

- (6) パイロット地区の斜面災害リスク調査計画の策定及び調査の実施(活動 1.2、1.3、1.4)

C/P と共に中小規模の斜面災害リスク 4 地区及び大規模 2 地区の調査計画書を作成した上で、地形状況、地球物理学的特徴・力学的特徴を調査・解析する。調査は再委託を認めるが、再委託の契約管理方法についてもホンジュラス側に指導を行う。

- (7) パイロット地区の斜面災害リスク調査結果の解析(活動 1.5、1.6、1.7)

C/P と共に上記(6)で得られた調査結果を解析し、中小規模の斜面災害リスク 4 地区、大規模 2 地区、および周辺地域の脆弱性を評価する。各地域のリスクを定義し特徴を把握する。

- (8) 構造物対策の設計に向けた準備 (活動 1.8、1.9、1.10)

C/P と共に中小規模の斜面災害リスク 4 地区、成果 2 で実施する構造物対策の設計方針及び設計に必要な定数を検討する。また活動 1.1 で選定した大規模の斜面災害リスク 2 地区において、C/P と共に将来的なプロジェクト実施に向けた事業計画書を作成する。

- (9) 中小規模斜面災害リスク調査・解析マニュアルの作成支援及びトレーニング、セミナー等の開催 (活動 1.11、1.12)

中小規模斜面災害リスク調査・解析マニュアルを作成支援する。また作成されたマニュアルの普及を目的として、C/P と共に職員研修、セミナー等を開催する。

- (10) 斜面災害リスク軽減アクションプランの作成 (活動 1.13)

AMDC が今後、自律的に斜面災害リスク調査及び解析を行っていくに

あたっての斜面災害リスク軽減アクションプランを C/P と共に作成する。アクションプランには調査対象地域の優先順位及びそのクライテリア、緊急性だけでなく、調査実施にかかる人員や機材及び予算、作業工程等を記述する。C/P が関係各機関や住民に対する情報提供を行うための資料作成を支援する。

<成果2に関する業務>

(11) 中小規模の斜面災害リスク 4 地区での構造物対策工の実施（活動 2.1、2.2、2.3、2.5、2.6、2.7、2.8）

対策の検討、基本設計、詳細設計、積算、施工計画立案、入札・契約、施工、施工監理、対策工の維持管理に係る一連の作業を C/P と共同で行い技術協力を図る。第一期の 2 地区については日本人専門家が主導で書類の品質確保や工程管理を行うが、第二期の 2 地区についてはホンジュラス側が独自予算を確保し自立的に実施する旨、詳細計画策定調査において合意済であり、第一期から OJT 等にて実施する。

対策の検討にあたっては、既存及び実施済対策工の効果を確認し、当初計画の妥当性を検証した上で今後の対策工計画への教訓とする。構造物対策の計画にあたっては、構造物対策で削減しきれないリスク（余剰リスク）についての対応についても検討を行うこと。

(12) 中小規模の斜面災害リスク 2 地区の構造物対策に係る予算確保(活動 2.4)

ホンジュラス側の予算支出により実施する構造物対策について、政府会計年度及び予算要求スケジュールに合わせて予算要求書類の作成を支援する。予算要求業務はホンジュラス政府内の業務であり、日本人専門家は技術情報の提供を行う。C/P が今後自身で予算を確保していくために必要となる書類の完成度の向上や、スケジュール管理に係る能力強化を併せて行う。

(13) 構造物対策工のモニタリング計画及び維持管理計画の作成及び実施（活動 2.9、2.10）

施工した構造物対策の効果のモニタリング及び維持管理に係る計画を CP と共に策定する。気象年間サイクルや予算年度を踏まえ、また C/P 自身が行うこと、住民等の協力を得ながら実施していくこと等を検討し計画に含める。

(14) 中小規模斜面災害リスク地区における構造物対策の設計・調達・施工・維

持管理マニュアルの作成及びトレーニング、セミナー等の開催(活動 2.11、2.12)

中小規模斜面災害リスク地区における構造物対策の設計・調達・施工・維持管理マニュアルを CP と共に作成する。また作成したマニュアルの普及を目的として、C/P と共に職員研修、セミナー等を開催する。

(15) 優先地域における斜面災害リスク軽減アクションプランの作成(活動 2.13)

成果 1 の(10)と統合して、AMDC が今後、自律的に斜面災害リスク軽減策を実施していくにあたっての斜面災害リスク軽減アクションプランを CP とともに作成する。アクションプランには調査対象地域の優先順位及びそのクライテリア、緊急性だけでなく、調査実施にかかる人員や機材及び予算、作業工程等を記述する。C/P が関係各機関や住民に対する情報提供を行うための資料作成を支援する。

<成果3に関する業務>

(16) 既存の斜面災害リスクに係る地図及び情報の評価(活動 3.1)

(17) パイロット地域の選定及びパイロット地域における斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ及びマルチハザードマップに係る情報収集、マップの作成及び更新(活動 3.2、3.3、3.4、3.5、3.6、3.7、3.8)

現場踏査において確認し収集した情報を記入する現場踏査用の簡易ハザード・リスク評価チェック表を作成する。土砂災害危険区域を特定することを目的に、ホンジュラスおよび日本で使用されている手法の特徴を分析した上で、対象地区の土砂災害実態を網羅しかつホンジュラスに適用可能なリスク評価手法を検討・提示する。

作成したマップを早期警戒や土地利用計画などに活用することを念頭に、斜面災害のハザードとリスクをランク付けし、既存の斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップの更新を行う。

(18) 首都圏リスク情報統合システム SIMRET の高度化に向けた、活動 3.8 のランク付けにより「斜面災害リスク・ハザードインベントリーマップ」と「マルチハザードマップ」の更新(活動 3.9)

収集した情報及び作成したマップを SIMRET に格納するとともに、災害リスク削減に向けたデータの活用方法及び関係機関間の情報共有・連携方法について分析を行い、提言を行う。

(19) ハザードマップ及びリスクマップ作成マニュアルの作成及びトレーニング、セミナー等の開催（活動 3.10、3-11）

上記活動を踏まえ、C/P と共に空間情報の収集及び現地踏査を統合して作成するハザードマップ及びリスクマップの作成マニュアルを作成する。また作成したマニュアルの普及を目的として、C/P と共に職員研修、セミナー等を開催する。

(20) 優先地域における斜面災害リスク軽減アクションプランの作成（活動 3.12）

成果 1 の(10)、成果 2 の（15）と統合して、AMDC が今後、自律的に斜面災害リスク軽減策を実施していくにあたってのハザードマップ及びリスクマップ作成アクションプランを作成支援する。アクションプランにはハザードマップの用途や利用者に応じた掲載情報及びそのソース等を整理して記載した上で、マップ整備の優先順位及びそのクライテリア、緊急性及び更新計画だけでなく、マップ作成にかかる人員や機材及び予算、マップの利用に係る啓発活動の計画、作業工程等を記述する。C/P が関係各機関や住民に対する情報提供を行うための資料作成を支援する。

<成果4に関する業務>

(21) 土地利用規制に係る現状のレビュー（活動 4.1）

C/P と共に既存の土地利用規制の現状をレビューする。各集落の技術的な評価と規制内容の妥当性に加え、権限と責任の所在や許認可の付与状況や規制順守状況、監視・法的拘束力等の運用状況についても情報収集し、課題を抽出する。

(22) 土地利用規制実施に向けた作業手順の整理及びパイロット特定集落の選定（活動 4.2、4.3）

現状の運用状況及び課題を踏まえ、土地利用規制を作成するための作業手順を整理する。C/P と共に土地利用規制を設定するパイロット特定集落を選定する。パイロット特定集落については、土地利用規制による効果が発現することはもとより、パイロットとして成功体験を蓄積するためにも、規制の実現性が見込まれることが重要である。パイロット特定集落を選定するクライテリアについてプロポーザルにて提案すること。

(23) 土地利用規制（案）及び土地利用規制図（案）の作成及び条例承認機関へ

の提出支援（活動 4.4、4.5、4.6、4.7）

成果 3 等の情報も活用し、パイロット特定集落における土地利用規制の説明用技術資料を作成し、C/P と共に土地利用規制（案）および土地利用規制図（案）の作成を行う。C/P が条例承認機関（首都都庁の Municipal Corporation）に提出するまでの側面支援を行う。

(24) 土地利用規制マニュアルの作成（活動 4.8、4.9）

成果 3 等の情報も活用し、パイロット特定集落における土地利用規制制定に係るマニュアルを作成する。また作成したマニュアルの普及を目的として、C/P と共に職員研修、セミナー等を開催する。

(25) 優先地域における斜面災害リスク軽減アクションプランの作成（活動 4.12）

成果 1 の(10)、成果 2 の(15) 成果 3 の(20)と統合して、AMDC が今後、自律的に斜面災害リスク軽減策を実施していくにあたっての土地利用規制アクションプランを作成支援する。アクションプランには土地利用規制の作成・運用だけでなく順守拘束力強化にかかる人員及び予算、更新作業の工程等を記述する。C/P が関係各機関や住民に対する情報提供を行うための資料作成を支援する。

<全活動を通じて実施する業務>

(26) 報告書の作成。作成、提出の時期、内容については、以下 7. 成果品等を参照。

(27) 成果モニタリングの実施、モニタリングシートの作成。

(28) JICA が行う各種評価調査への協力（JICA が評価調査を行う場合）

(29) 本邦研修

我が国の土砂災害対策の現状を把握することを目的として、C/P 職員を中心に研修を実施する。研修計画作成の際には、研修目的を明確にし、研修内容を設定する。また、研修計画の立案にあたっては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に従い、JICA に事前に相談し、承認を得るものとする。

現時点で想定している本邦研修の概要は以下のとおりであるが、具体的な計画や訪問先についてプロポーザルで提案すること。

<概要>

実施回数：プロジェクト期間中に 2 回

受入人数：5名程度/1回

想定実施時期：①2020年5月、②2021年5月

実施期間：10日～2週間程度

研修内容：①構造物対策の計画及び施工監理、②土地利用規制、開発規制等

(30) 機材調達

・案件実施に必要と判断される機材調達

以下の機材・データを調達することを想定している。他に必要なものがあればプロポーザルに提案の上、見積もり価格に含めること。

なお、日常業務に使用するパーソナルコンピュータ等については契約に含めることはできない。

主要投入項目名	内容
解析ソフト	ドローン撮影データの処理ソフト、地すべり解析ソフト等。Pix4Dmapper 永久ライセンス、地すべり安定解析ソフトウェア GEOSLOPE(SlopeW)等各1式を想定
コンピューター	ドローン撮影データの処理、地すべり解析のため UMGIR用2式、UNAH用1式 計3式を想定
現場調査用機材	雨量計（設置サイト選定後に1式を想定）、土質試料サンプリング用主導ボーリング器（3式を想定）、土層強度検査棒（3式を想定）等
ハザードマップ用の 標高データ	全世界デジタル3D地形データ（100km ² ）各1式を想定
複合機	1台
プロジェクター	1台

7. 報告書等

(1) 報告書

本業務において各段階で作成・提出する報告書等は以下の通り。

なお、各報告書のC/Pへの説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

報告書	提出時期	提出部数
業務計画書	契約締結後 10日以内	和文3部及び電子データ

ワークプラン (W/P)	2018年3月上旬	英文15部 及び電子データ
プロGRESSレポート(1)	2020年3月上旬	英文15部 CD-R
プロGRESSレポート(2) (各種技術協力成果品を 添付のこと)	2021年3月上旬	英文15部 CD-R
プロGRESSレポート(3) (各種技術協力成果品を 添付のこと)	2022年3月上旬	英文15部 CD-R
業務完了報告書	2022年12月上旬	和文3部、英文15 部、 CD-R

業務完了報告書については、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、業務完了報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- ① 案件の概要（背景・経緯・目的）
- ② 案件の実績（成果、投入実績、業務フローチャート）
- ③ 活動実績（活動項目に沿って記述）
- ④ 技術協力による成果
- ⑤ 案件の全体総括（プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ⑥ 今後の課題等

添付資料（和文に添付する資料は英文でもかまわない。）

- イ) 技術協力成果品
- ロ) セミナー等の会議の議事録
- ハ) その他活動実績

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された資料①～⑤を案件技術協力作成資料等とし、それぞれ記載の時期を目途に先方に提出するとともに、最終報告書の一部として業務完了報告書提出時に JICA に提出すること。

これら技術協力作成資料等を先方に提出する際には、事前に JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICA の了解を得てから先方に提出すること。

- ① 首都圏における斜面災害リスク軽減アクションプラン
- ② 中小規模斜面災害リスク調査・解析マニュアル
- ③ 中小規模斜面災害リスク地区における設計・調達・施工・維持管理マニュアルが作成される
- ④ ハザードマップおよびリスクマップ作成マニュアルが作成される
- ⑤ 土地利用規制マニュアル

(3) その他の提出物

- ① 議事録等
セミナー等の会議及び JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。本業務は英語での提出も可とする。
- ② C/P への提出文書
C/P に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。
- ③ 業務報告書
月例の業務全体の進捗状況を A4 版 1~3 枚程度に取りまとめ、翌月 10 日までに JICA に提出する。
- ④ 収集資料
本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による情報収集資料リストを付した上で、JICA に提出する。
- ⑤ その他
上記提出物のほか、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務の全工程期間は、2019年3月上旬に開始し2022年11月下旬までの約45ヶ月後の終了を目途とする。

予算年度	2018			2019									2020									2021									2022																
暦年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月順		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
パイロット事業1				サイト選定	現地調査	設計・積算	入札書類	入札	調達手続	工事																																					
パイロット事業2												現地調査	設計・積算	入札書類	入札	調達手続	工事																														
報告書	△	W/P											△	P/R1																																△	
契約フェーズ	← 第一期												← 第二期																																		
両期																																															

期分の想定

- ・ 第一期：2018年2月～2020年3月（第一期のパイロット工事完工まで）
- ・ 第二期：2020年4月～2022年12月

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度をまたがる契約(複数年度契約)を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1)業務量の目途

約54.80 M/M（全期間）

約32.20 M/M（第一期）

第一期の業務量については想定であり、提案により増減することも可とする。その場合第二期と合わせて全体業務量を超過しない範囲で第一期の業務量の提案を行うこと。

(2)要員構成

以下の10名を想定している。

- ・ 総括/斜面災害リスク分析（2号）
- ・ 地質調査・解析(地すべり)（3号）
- ・ 構造物対策(地すべり)（3号）
- ・ 地質調査・解析(斜面崩壊・落石)、

- ・ 地形調査、
- ・ 構造物対策(斜面崩壊・落石)、
- ・ 斜面災害ハザード評価、
- ・ GISマッピング、
- ・ 土地利用規制、
- ・ 業務調整/研修計画

また、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 参考資料

(1)配布資料

- ・ 本案件要請書（西文及び和訳）
- ・ 詳細計画策定調査報告書（案）及び附属資料
- ・ 詳細計画策定調査署名済 M/M（西文及び英文）
- ・ 署名済 R/D（西文及び英文）

(2)公開資料

以下の案件に係る報告書が JICA 図書館ウェブサイトで閲覧可能。

- ① ホンジュラス国 首都圏における地すべり対策能力強化支援業務完了報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000027499>)

4. 現地再委託

必要に応じて、以下について、現地再委託を可能とする。コンサルタントの十分な指導管理の下で行うこと。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

(1)「地形測量」

地形測量は以下を目安とし、経費を本見積りに含めること。

- ・ 平板測量：300m×500m（1/500）
- ・ 横断・縦断面測量：6本/1地区（1/200）

(2)「JICA プロジェクト実施分の中小規模対策工事2地区分」

対策工事の費用は5.(5)に記載の通り、内容の確定後に契約変更を行うこととするが、規模は1地区2～3千万円を上限とする。

5. 機材

本業務の実施にあたり、供与機材以外で必要と判断される機材についてはプロポーザルで提案すること（ソフトウェアについては、ライセンス更新も含めた価格や仕様を検討し、提案すること）。

なお、購入する全ての機材等は、コンサルタントが購入、持参し、本業務終了後は譲渡を予定している。

コンサルタントは必要な機材購入費及び輸送費について見積もることになるが、その際、機材費の合計金額については1,500万円を上限とする。なお、金額については見積価格を分けて提示すること。

コンサルタント調達分については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）に従い、受注社はニーズ把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港までの輸送を一貫して行うこととする。

本契約において、本邦調達する供与機材について、コンサルタントは外国為替及び外国為替法（外為法）及び輸出に関するその他法令により規制対象の該非判定を行い、輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

6. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所、在ホンジュラス日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また JICA ホンジュラス事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

8. 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上

